

気になるこども、家庭を見かけたら

こどものことを一番に考えて、連絡(通告)してください。
あなたの秘密は守ります。

こどもが虐待を受けているという確信がなくても、「もしかしたら虐待かも…」と思ったら、連絡(通告)してください。

「児童虐待の防止等に関する法律」では連絡(通告)が義務になっています。

連絡(通告)は匿名で行うことも可能です。

連絡(通告)者や連絡(通告)内容に関する秘密は守ります。

また、虐待でなかったとしても、連絡(通告)者に責任はありません。

連絡(通告)の際のポイント

- 発見した(気づいた)日時
- こども・保護者について
(わかっていれば、氏名、年齢、住所など)
- 虐待のおそれがあると思った状況
(誰が、いつ、どのようなことをしているのかなど)
- 可能であれば、あなたの情報
(氏名、連絡先、住所など)

「連絡(通告)の際のポイント」を参考に、わかる範囲で
おおた児童虐待対応ダイヤル「#9924」へご連絡ください。

「おおたこども家庭センター」または
「東京都大田児童相談所」が調査・対応します。

連絡(通告)

調査

対応

※児童虐待への対応は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき
行っています。

QR Translator



Scan the Code and check
the information in your language.



監修/明星大学人文学部福祉実践学科
常勤教授 川松 亮

大田区

発行 令和8年8月

大田区にお住まいのみなさんへ
こどもの小さなサイン受けとめて



© 大田区



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

「こどもへの虐待かな?」と思ったら
「間違いかも」とためらわず
相談・連絡(通告)してください

平日

おおた児童虐待対応ダイヤル

☎ **#9924** (キューキューツーホー)

※短縮ダイヤルが繋がらない場合は次の番号におかけください

03-5753-9924

対応時間

8:30~17:45

夜間
土日
祝日

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ **189** (いちはやく)

緊急時は警察へ

110



こどもと家庭を地域全体で あたたかく見守っていきましょう



「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、こどもの人格や才能などを伸ばし、将来、社会で自立した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。

たとえ、しつけのためだと親が思っても、こどもの体や心を傷つけ、苦痛や不快感を引き起こす行為は、「虐待」にあたり、法律で明確に禁止されています。

気になる保護者の背景にあるもの

核家族化や地域とのつながりが希薄になっていることなどにより、相談する人がいないまま育児ストレスを抱えている保護者もいます。

そのような状況で、感情のコントロールが難しくなったり、こどもをどうしつけたらいいのかわからず悩んでいることもあります。

こどもとの関わり方が気になると感じるような心配な保護者を、「子育てに困っている親」という視点で捉えることも大切です。

あなたができること



自分と関係性がある人であれば、「困ったことがあったらいつでも相談してね」などと相手に声をかけることができるかもしれません。

突然声をかけることは難しい場合が多いので、隣近所の人と挨拶をする関係をつくることはできるかもしれません。挨拶から顔なじみになり、そこからできることが見つかるかもしれません。

そして、もしも虐待と思われる状況を発見したら、ためらわず連絡（通告）してください。

こどもへの虐待とは？

こどもの心や体を傷つけ健やかな成長や発達を損なう行為です。

次の4種類に分類されます。

身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る、突き飛ばす等の暴力行為をする
- やけどを負わせる
- 戸外に締め出す
- 閉じ込める、縛り付ける

など



心理的虐待

- 暴力的、差別的な言葉を使う
- 無視する、拒絶する
- こどもの目の前で配偶者等やきょうだいに暴力、暴言、無視などの行為をする
- きょうだい間で差別的な扱いをする

など



複合している場合も
あります

ネグレクト

- 必要な衣食住の世話をしない
- 病気になっても受診させない
- 登園、登校をさせない
- こどもを家や車内に放置する
- 同居者の虐待を放置する

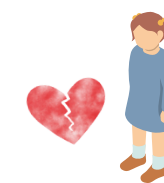
など



性的虐待

- 性交やわいせつな行為を行う、または見せる
- ポルノビデオや写真を見せる、被写体にする
- 入浴やトイレ、着替えを覗く

など



児童虐待のSOSのサインに 気づいてください

こどもの場合

- ☐ こどもの泣き声、悲鳴、叩くような音などが聞こえる
- ☐ 不自然な傷やあざがある
- ☐ 服装や体がいつも汚れている
- ☐ 夜遅くまで一人で遊んでいる
- ☐ 家の外に閉め出されている



保護者の場合

- ☐ こどもの年齢に不相应な厳しいしつけ
- ☐ こどもを置いたまま、よく外出している
- ☐ こどもの前での夫婦喧嘩が多い
- ☐ 保護者がこどもの養育に関して拒否的・無関心

